

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。  
 引上げ分の地方消費税収については、使途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の  
 社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるもの  
 とされています。

西都市の令和3年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 399,246 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	46,865	355	46,510	6,974
		身体障害者福祉費	14,837	11,063	3,774	566
		知的障害者福祉費	66,729	35,235	31,494	4,722
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	130,463	23,692	106,771	16,010
		福祉センター費	35,031	0	35,031	5,253
		障害者自立支援費	896,331	678,125	219,206	32,870
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,485,421	1,066,488	418,933	62,819
		児童福祉施設費	120,930	3,863	117,067	17,554
		児童措置費	813,813	552,623	258,190	38,715
	生活保護費	生活保護総務費	54,510	0	54,510	8,174
		扶助費	577,980	446,718	131,262	19,683
	小 計		4,242,910	2,818,162	1,422,748	213,340
	社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	333,856	201,926	131,930
老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)			558,194	51,432	506,762	75,988
後期高齢者医療費			559,145	99,557	459,588	68,915
小 計		1,451,195	352,915	1,098,280	164,686	
保健衛生	保健衛生費	予防費	73,349	1,877	71,472	10,717
		診療所費	9,774	1,100	8,674	1,300
		保健活動費	17,943	772	17,271	2,590
		健康増進費	45,862	1,761	44,101	6,613
	小 計		146,928	5,510	141,518	21,220
合 計		5,841,033	3,176,587	2,662,546	399,246	